

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>地方住宅供給公社法に基づき、積立分譲住宅事業を中心に、県民に対する良質な住宅の供給、良質な住環境の形成に先導的な役割を果たしている。また、市町村からの要望による分譲事業の実施、若者定住に向けた賃貸住宅の建設及び管理、住宅に関する様々な課題にも対応している。</p> <p>また、指定管理者制度の導入に伴い、平成18年度より県営住宅の管理を行ってきた。平成21年度以降は公営住宅法に基づく管理代行者となり、併せて同制度により浜田市営住宅の管理も受託するが、これは公的住宅の良好な管理を通じて、県民に対する良質な住宅の供給に寄与するものである。</p>	B
組織運営	<p>島根県土地開発公社との管理部門の共有、既存事業部門における退職不補充を行いながら、効率的な業務執行により運営している。また、平成10年度以降、退職不補充により既存部門の正規職員数を8名縮小し、業務拡大に対しても再雇用や嘱託等での対応により、正規の事務職員は2名の増員に止め、組織のスリム化に努めていることは評価できる。今後とも、計画的な職員の採用・育成が望まれる。</p> <p>県の人的関与について 公社役員である10名の理事のうち、県の人的関与として、その半数である5名(常勤・OB職員2名、非常勤・現職3名)が任命されている。出資比率が100%であることを考慮すると、適正な割合である。</p>	A
事業実績	<p>県民の住志向の変遷及び経済動向の悪化等の環境の変化等の要因により、公社の主となる事業である住宅分譲実績が低下傾向にあるものの、事業利益は向上している。また、分譲手法の改善等により県民が利用しやすい制度の創設を通じて県民のニーズに応えている。</p> <p>住宅管理業務においては、県下の県営住宅及び公的賃貸住宅を約6千戸管理しており、県民の住生活の向上に貢献している。とりわけ県営住宅については平成18年度より指定管理者として業務を効率的に遂行しており、管理代行者へと移行する平成21年度以降も、従前の業務により蓄積したノウハウの活用が期待される。</p>	B
財務内容	<p>過去4年連続で利益を計上していること、流動比率・固定長期適合率は安全な水準であることから、良好な財務内容である。</p> <p>県の財政的関与について 総収益約16億円のうち、その収益を県からの支出(委託費等)とするものは、約2.4億円であり、収益に占める県の関与の割合(約15.2%)は適正である。</p>	A

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価報告書における総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	長期安定経営と組織体制の確立	経営安定のための効果的な事業展開、効率的な業務執行及びコストの縮減	組織体制については、効率的な業務執行によるコスト縮減を行う一方で、組織の活性化を考慮する必要がある。
<p>総合コメント</p> <p>公社の主要事業である住宅分譲事業実績が年々低下しているが、引き続き県民のニーズを的確に把握しながら対応していく必要がある。</p> <p>県営住宅管理業務は、平成21年度より指定管理者から管理代行者へと移行し、併せて一部市町村営住宅の管理も受託した。これまでに培ったノウハウと業務拡大のメリットを、県民サービス向上に繋げていく必要がある。</p> <p>また、職員の年齢構成の高齢化が進んでいる。退職者の不補充によるスリム化も必要な事ではあるが、組織活性化や業務ノウハウ継承のため、管理業務が今後拡大する見込みである中で、計画的な採用・育成を行っていかなければならない。</p>			